

「統一的な基準による地方公会計」について

(1) 公会計（財務書類）整備の経緯

自治体の会計は、予算の適正・確実な執行を図るため、現金のやりとりの事実を重視する現金主義を採用しています。

財政状況が厳しさを増す中、自治体ではより適切な財政運営を図るため、企業会計が採用する発生主義に基づいた財務書類の公表に取り組んできましたが、一方で財務書類の作成に際しては、その基準が自治体によって異なることから、自治体間の比較が難しいという課題がありました。

その後、平成 26 年 4 月に「統一的な基準による地方公会計」の整備方針が示され、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で、全ての地方公共団体が統一的な基準による財務書類を作成するよう総務省から要請されたことから、木古内町においても平成 28 年度決算分より統一的な基準による財務書類を作成することとしました。

(2) 統一的な基準による財務書類の概要

統一的な基準による財務書類は、以下の 4 種類の表で構成されています。
(企業会計の諸表を括弧書きしています。)

- 貸借対照表（貸借対照表） 略称：BS（Balance sheet）
基準日時点における資産・負債・純資産の内訳を示したものです。
- 行政コスト計算書（損益計算書） 略称：PL（Profit and Loss statement）
一会計期間中の費用・収益の取引高を示したものです。
→現金収支を伴わない減価償却費等も費用として計上。
- 純資産変動計算書（株主資本等変動計算書） 略称：NW（Net Worth statement）
一会計期間中の純資産（及びその内部構成）の変動を示したものです。
- 資金収支計算書（キャッシュ・フロー計算書） 略称：CF（Cash Flow statement）
一会計期間中の現金の受払いを、業務活動、投資活動、財務活動の 3 つの区分で示したものです。

(3) 財務書類における会計の範囲

連結財務書類	全体財務書類	一般会計等	一般会計
		国民健康保険特別会計	
		後期高齢者医療特別会計	
		介護保険事業特別会計	
		介護サービス事業特別会計	
		下水道事業特別会計	
		奨学資金貸付運用基金	
		水道事業会計	
		国民健康保険病院事業会計	
		高齢者介護サービス事業会計 (平成29年度まで介護老人保健施設事業会計)	
		一部事務組合等	渡島・檜山地方税滞納整理機構
	渡島西部広域事務組合		
	渡島廃棄物処理広域連合		
	北海道後期高齢者医療広域連合		
	北海道市町村職員退職手当組合		
	北海道市町村総合事務組合		
	北海道町村議会議員公務災害補償等組合		
	北海道備荒資金組合		

※連結団体については、団体の整備が整い次第、連結となります。